

ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行（以下、「ユニバーサルツーリズム」という。）の取組を推進し、また、長野県の山岳高原を誰にでも気軽に楽しめる環境を整備するため、観光事業者等の機器導入等に要する経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 長野県内の市町村、広域連合及び一部事務組合
- (2) 長野県内に事務所を有し、ユニバーサルツーリズムの推進に係る公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で別に定めるもの
- (3) 長野県内に事務所を有する観光事業者、宿泊事業者又は交通事業者

(補助事業の種類、経費及び補助率)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、経費及び補助額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象としない。

- (1) 県又は市町村が交付する他の補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (9) 本補助金の交付を過去に受けた事がある事業

(事業計画書の提出等)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請をするときは、補助金に係る消費税額等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請を行うものとする。ただし、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

(選定基準等)

第5 知事は、第4に規定する書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

2 知事は、補助金について前項の交付の内示を行う場合には、知事が選定する者で構成する選定委員会の審査を経なければならない。

3 知事は、前項の審査に当たっての方針を別に定めるものとする。

(交付申請書の様式等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

ア 補助事業の購入予定機器の変更その他補助事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

(2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあっては、速やかに知事に届け出ること。

(3) 補助事業を中止し、若しくは廃止、取下げしようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。

(6) 補助事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないと認められるときは、競争入札に付さないことができる。

(7) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(変更承認申請書等)

第8 第7第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき

ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業内容変更承認申請（届出）書

(2) 事業を中止又は廃止、取下げをしようとするとき

ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業中止（廃止・取下げ）承認申請書

(3) 事業が予定の期間内に終了しないとき

ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業期間延長承認申請書

(導入等実績報告書)

第9 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業実績報告書によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月1日のいずれか早い日とする。

3 第1項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

4 第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額等報告書に関係書類を添えて知事に報告するとともに、当該金額を返還するものとする。

(交付請求)

第10 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第11 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機器は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。次項において「省令」という。）に定められているものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業の実施および評価)

第12 補助金の交付を受けた者は、長野県のユニバーサルツーリズムの推進及び、第6第2項において提出したユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書の内容について、それを誠実に実施しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業年度報告書により当該交付の対象となった事業の実績について、その内容を知事に報告しなければならない。

3 前項に規定する書類の提出は、事業完了の属する会計年度から起算して3年の間、各年度で提出するものとする。

4 知事は、補助金の交付を行った事業について必要な助言を継続的に行うものとする。
(申請書等の様式等)

第 13 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(書類の提出等)

第 14 規則及びこの要綱により提出する書類は、1 部とする。

2 前項の書類は、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 1 月 25 日)

この要綱は、平成 31 年 1 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

【別表】

(1)	ア 補助対象	バリアフリー環境整備が困難な場所で利用されることを目的とした介助用車いす本体又は車いすの運行を補助する器具（以下、「介助用車いす等」という。）の導入経費
	イ 補助率	2分の1以内
	ウ 補助上限額	1台30万円を上限額とする
	エ 補助下限額	交付対象者1者あたり5万円を下限とする。
	オ 補助要件	次に掲げる要件をすべて満たすもの (ア) 長野県のユニバーサルツーリズムの推進を図る目的で利用されるもの (イ) 日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)を取得したもの、又は日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)に準じたもの (ウ) 県内観光地等において、観光客を中心とした多くの者の利用されるもの (エ) 指導者や操縦者等により、安全対策に万全を期するもの
	カ 補助対象経費	(ア) 機器本体の導入に係る経費 (イ) 購入機器本体の公式オプション品の導入に係る経費 (ウ) 購入時の運送費、組み立て等の作業経費
(2)	ア 補助対象	操縦者を必要とする着座型のスキー(以下、「着座型スキー」という。)の導入経費
	イ 補助率	2分の1以内
	ウ 補助上限額	1台70万円を上限額とする。
	エ 補助要件	次に掲げる要件をすべて満たすもの (ア) 長野県のユニバーサルツーリズムの推進を図る目的で利用されるもの (イ) 日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)を取得したもの、又は日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)に準じたもの (ウ) 県内観光地等において、観光客を中心とした多くの者の利用されるもの (エ) 指導者や操縦者等により、安全対策に万全を期するもの
	オ 補助対象経費	(ア) 機器本体の導入に係る経費 (イ) 購入機器本体の公式オプション品の導入に係る経費 (ウ) 購入時の運送費、組み立て等の作業経費
(3)	ア 補助対象	(2)の着座型スキーの導入にあたり、操縦者を育成するために行う講習（以下、「操縦者講習」という。）の経費
	イ 補助率	2分の1以内
	ウ 補助上限額	1人5万円(2人分まで)を上限額とする。
	エ 補助要件	本補助金において着座型スキーの導入を行う団体
	オ 補助対象経費	(ア) 講師に対する報償費、旅費および講習料 (イ) 講師に関する施設利用料 (ウ) 講習に必要な機器や会場の利用料

※(1)～(3)の補助額の合計は、交付対象者1者あたり100万円を上限とする。